

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民健康保険(資格・給付)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あわら市は、国民健康保険(資格・給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福井県あわら市長

## 公表日

令和7年11月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)に関する事務
②事務の概要	<p>あわら市は、国民健康保険法に基づき国民健康保険(資格・給付)に関する事務を行っており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格管理に関する事務(被保険者に係る申請等の受理、審査、応答に関する事務)            ②各種証の発行に関する事務(被保険者証、被保険者資格証明書、限度額認定証等の交付)            ③保険給付に関する事務            ④一部負担金に係る措置に関する事務            ⑤オンライン資格確認等に関すること            ⑥公金受取口座情報の照会</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険資格システム</li> <li>・国民健康保険給付管理システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・中間サーバ</li> <li>・国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険個人資格ファイル、国民健康保険給付履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表44の項            番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条            国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項            公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条            公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報提供＞            番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項            ＜情報照会＞            番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70の項            ＜オンライン資格確認事務＞            番号法附則第6条第4項            ＜公金受け取り口座情報の利用＞            公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部 市民課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 市民課 〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号 電話 0776-73-8015
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[</span> <span style="margin: 0 20px;">十分である</span> <span>]</span> <div style="margin-left: 20px;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[ ] 人手を介在させる作業はない</span>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[</span> <span style="margin: 0 20px;">十分である</span> <span>]</span> <div style="margin-left: 20px;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>・本市が制定しているあわら市特定個人情報等取扱規程に基づき、定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [    十分である    ]
判断の根拠	システム等へのアクセスが可能な職員は、パスワードによって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っており、不正使用へのリスク対策は十分であると言える。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 番号法別表第一第30項	番号法第9条第1項 別表第一第30項	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	【情報照会】番号法第19条第7号 番号法別表第二第42、43項	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二第42、43項	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	市民福祉部健康長寿課 健康長寿課長 藤井 正浩	市民生活部市民課 市民課長	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・	あわら市 市民福祉部 健康長寿課	市民生活部 市民課	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	あわら市 市民福祉部 健康長寿課	市民生活部 市民課	事後	
令和1年6月20日	しきい値判断基準日	平成27年10月1日	令和元年6月1日	事後	
令和2年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り	あわら市は、国民健康保険法に基づき国民健康 保険(資格・給付)に関する事務を行っており、行	あわら市は、国民健康保険法に基づき国民健康 保険(資格・給付)に関する事務を行っており、行	事後	
令和2年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り	・国民健康保険資格システム ・国民健康保険給付管理システム	・国民健康保険資格システム ・国民健康保険給付管理システム	事後	
令和2年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第30項	番号法第9条第1項 別表第一第30項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める	事後	
令和2年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二第 42、43項	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二第 42、43項	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二第 42、43項	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二第 42、43項	事後	
令和5年4月1日	しきい値判断基準日	令和元年6月1日	令和4年6月1日	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り	あわら市は、国民健康保険法に基づき国民健康 保険(資格・給付)に関する事務を行っており、行	あわら市は、国民健康保険法に基づき国民健康 保険(資格・給付)に関する事務を行っており、行	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステ	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二第 42、43項	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二第42、43項	事後	
		番号法第9条第1項 別表第一第30項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項			
		【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二第42、43項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第二第1、 2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、 42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携 のためではなくオンライン資格確認の準備として機 関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項			